

宮城労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

印

平成 年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）  
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の交付を受けたいので、下記  
の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 国庫補助金所要額調書（別紙）

（添付資料）

- 1 事業実施計画書
- 2 その他参考となる書類
  - ① 法人登記謄本
  - ② 納税証明書 [消費税及び地方消費税] (平成 年度、平成 年度)
  - ③ 納税証明書 [法人税] (平成 年度、平成 年度)
  - ④ 労働保険料申告書及び納付書 (写) (平成 年度、平成 年度)
  - ⑤ 振込を希望する金融機関名 (写)

別紙

## 国庫補助金所要額調書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A - B) C	対象経費 支出予定額 D	対象経費支 出予定額に 補助率(2分 の1)を乗じ た額 E	基準額 F	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額) G	国庫補助 基本額 (CとGを比較して 少ない方の額) H	国庫補助 所要額 I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	円	円	円	円	円	1,000,000 円	円	円	円

事業実施計画書

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	円	②企業全体で常時 雇用する労働者の数	人	
		③本店所在地				
2 業務改 善等を行 う事業場	①事業場の名称					
	②労働保険番号		雇用保険事業所番号			
	③所在地					
	④常時雇用する 労働者の数		人	⑤事業の種類		
3 助成事業の概要						
(1) 賃金改善計画						
ア 賃金が時間給等 800 円未満の 労働者  〔 事業場内で最も低い賃 金（以下「事業場内最低 賃金」という。）を含む 時間給等 800 円未満の賃 金の状況 〕		労働者職氏名（性別、生年月日）		時間給または時間換算額		
				円		
イ 事業場内最低賃金を 800 円 以上に引き上げる計画  〔 事業場内最低賃金を 単年度に 40 円以上 引き上げ、4 年以内 に時間給等 800 円以 上とする計画 〕		①賃金計算期間				
		②賃金支払日				
		③引上げ年月日				
		ア 初年度引上げ年月日引上げ額等		平成 年 月 日 引上げ額 円		( 円から 円へ)
		イ 2年度引上げ年月日		平成 年 月 日 引上げ額 円		( 円から 円へ)
ウ 3年度引上げ年月日		平成 年 月 日 引上げ額 円		( 円から 円へ)		
エ 4年度引上げ年月日		平成 年 月 日 引上げ額 円		( 円から 円へ)		

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則（案）	【事業場内の最も低い賃金】 第〇〇条
-------------------------	-----------------------

(2) 業務改善計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
費用見込額合計		円

(3) 労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見		
意見を聴いた労働者の職氏名		
意見		
(4) 事業完了予定期日           平成    年    月    日		
4 交付申請前三月間の解雇等の状況※2		
5 他の助成金の受給、申請の有無		
有 ・ 無	有の場合、助成金の名称	
6 その他		

※1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります（当該事業場の労働者数が常時10人未満の場合を含む。）。

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることです。

事業実施計画書(継続)

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	円	②企業全体で常時 雇用する労働者の数	人	
		③本店所在地				
2 業務改 善等を行 う事業場	①事業場の名称					
	②労働保険番号		雇用保険事業所番号			
	③所在地					
	④常時雇用する 労働者の数		人	⑤事業の種類		
3 助成事業の概要						
(1) 賃金改善計画						
ア 賃金が時間給等 800 円未満の 労働者  〔 事業場内で最も低い賃 金（以下「事業場内最低 賃金」という。）を含む 時間給等 800 円未満の賃 金の状況 〕		労働者職氏名（性別、生年月日）		時間給または時間換算額		
				円		
イ 事業場内最低賃金を 800 円 以上に引き上げる計画（初年 度の交付申請書に添付したも の。）  〔 事業場内最低賃金を 単年度に 40 円以上 引き上げ、4 年以内 に時間給等 800 円以 上とする計画 〕		①賃金計算期間				
		②賃金支払日				
		③引上げ年月日				
		ア 初年度引上げ年月日引上額等		平成 年 月 日	引上げ額	円
				( 円から 円へ)		
イ 2年度引上げ年月日		平成 年 月 日	引上げ額	円		
		( 円から 円へ)				
ウ 3年度引上げ年月日		平成 年 月 日	引上げ額	円		
		( 円から 円へ)				
エ 4年度引上げ年月日		平成 年 月 日	引上げ額	円		
		( 円から 円へ)				

ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則（案）	【事業場内の最も低い賃金】 第〇〇条
-------------------------	-----------------------

(2) 業務改善計画

必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
費用見込額合計		円

(3) 労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見		
意見を聴いた労働者の職氏名		
意見		
(4) 事業完了予定期日                      平成    年    月    日		
4 前回助成事業実施年度の翌年度から交付申請日までの解雇等※2の状況		
5 他の助成金の受給、申請の有無		
有 ・ 無	有の場合、助成金の名称	
6 その他		

※1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります（当該事業場の労働者数が常時10人未満の場合を含む。）。

※2 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、①企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることです。



様式第7号

第 号

平成 年 月 日

宮城労働局長 殿

住 所

事業場名

代表者職氏名

印

平成25年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 国庫補助金精算書（別紙）
- 2 事業実施結果報告  
別添事業実施結果報告書のとおり。
- 3 その他参考となる書類
  - ① 労働者の賃金台帳（写）
  - ② 就業規則、意見書（写）
  - ③ 見積書、請求書、領収書（写）
  - ④ 写真（導入前、導入後）

## 国庫補助金精算書

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出済額 D	対象経費支 出済額に補 助率(2分 の1)を乗 じた額 E	基準額 F	選定額 (EとF を比較し て少ない 方の額) G	国庫補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額) H	国庫補助 所要額 I	交付 決定額 J	国庫補助 受入済額 K	差引 過不足額 (K-I) L
中小企 業最低 賃金引 上げ支 援対策 費補助 金(業務 改善助 成金)	円	円	円	円	円	1,000,000 円	円	円	円	円	0 円	▲ 円

事 業 実 施 結 果 報 告

1 申請企業の規模等		①資本金又は 出資の総額	円	②企業全体で常時 雇用する労働者の数	人
		③本店所在地			
2 業務改 善等を行 う事業場	①事業場の名称				
	②労働保険番号		雇用保険事業所番号		
	③所 在 地				
	④常時雇用する 労働者の数		人	⑤事業の種類	
3 助成事業の実施結果					
(1) 賃金改善計画の実施結果					
ア 事業場内で最も低い賃金（以下「事業場内最低賃金」という。）の引上げ結果					
(ア) 賃金計算期間					
(イ) 賃金支払日					
(ウ) 引上げ年月日及び額					
a 初年度引上げ年月日					
平成 年 月 日 引上げ額 円（ 円から 円へ）					
b 2年度引上げ年月日					
平成 年 月 日 引上げ額 円（ 円から 円へ）					
c 3年度引上げ年月日					
平成 年 月 日 引上げ額 円（ 円から 円へ）					
d 4年度引上げ年月日					
平成 年 月 日 引上げ額 円（ 円から 円へ）					
イ 時間給等 800 円未満の労働者の賃金の引上げ状況					
労働者職氏名（性別、生年月日）		引上げ前の時間額	引上げ年月日	引上げ後の時間額	
		円		円	
ウ 事業場内最低賃金規定を定めた就業規則及び過半数労働者代表者等の意見書					

別添写しのとおり。

(2) 業務改善計画の実施結果（納品書、領収書等を添付すること。）

必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用額
費用額合計		円

4 交付申請日の三月前から事業実績報告までの間の解雇等※の状況

5 同一年度内の他の助成金の受給、申請の有無

有 ・ 無	有の場合、助成金の名称	
-------	-------------	--

6 その他

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、① 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、② 引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることです。

平成 年 月 日

宮城労働局長 殿

〒 - (TEL - - )  
助成事業主 住所

氏名 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、  
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）  
支払請求書

平成 年 月 日付け宮労発基第 号平成 年度中小企業最低賃金引上げ支  
援対策費補助金（業務改善助成金）交付額確定通知書により、下記1の事業場に係る確定  
した助成金額 円の通知を受けた件について、下記2へ振り込むよう請求しま  
す。

1 賃金及び業務の改善を行った事業場

事業場の名称													
労働保険番号													
所在地													

2 助成金の振込先

金融機関名及び番号 (フリガナ)	支店名及び番号 (フリガナ)	口座番号 (右へよせて下さい)											
口座の種類	口座名義 (カタカナ)											備考	
普通・当座													
該当するものを○で 囲んで下さい。													

※ 口座名義は最上欄のマスから右に書いて下さい。

宮 城 労 働 局 長 殿

〒 ー (TEL ー ー )  
助成事業主 住所

氏名 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、  
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

### 賃 金 状 況 報 告

平成 年 月 日宮労発基第 号をもって交付額確定の通知を受けた平成  
年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、平成  
年 月 日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

#### 記

- 1 対象期間について  
交付申請日の三月前から平成 年 月 日まで
- 2 解雇等※の状況について
- 3 賃金改善計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。）のほかに、① 企業整備による人員整理等のため事業主が希望退職者を募り、労働者がこれに応じた場合、または、退職の勧奨を行い労働者がこれに応じた場合、②引上げ対象労働者以外の労働者（基本給が時間給または日給の者に限る。）の賃金を引き下げることです。